

五木村地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和2年3月策定
(令和5年7月改定)

五木村

■目次

1. 背景

2. 基本事項

- (1) 目的
- (2) 対象とする範囲
- (3) 対象とする温室効果ガス
- (4) 計画期間
- (5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

3. 温室効果ガス排出状況

- (1) 温室効果ガス総排出量
- (2) 施設別温室効果ガス排出量
- (3) エネルギー種別温室効果ガス排出量

4. 温室効果ガスの排出削減目標

- (1) 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針
- (2) 具体的な取組内容

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制
- (2) 点検・評価
- (3) 進捗状況の公表
- (4) 計画の見直し

1. 背景

○ 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

○ 国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

○ 国内の動向

2020年10月、我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、

地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

○ 五木村内の動向

五木村においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しており、令和4年3月には「五木村ゼロカーボンシティ2050」を宣言し、村民・事業者・行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明しております。

2. 基本的事項

(1) 目的

五木村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「五木村事務事業編」といいます。）は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、五木村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

五木村事務事業編の対象範囲は、五木村のすべての事務・事業とします。なお、外部への委託等により実施する事務及び事業は計画の対象外ですが、温室効果ガス排出の抑制が可能なものについては受託者等に対して必要な措置を講ずるように要請するものとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

五木村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

「五木村ゼロカーボンシティ2050」宣言後の2022年度から2026年度までの5年間とし、進捗状況等も踏まえて、必要な見直しを行うものとします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置づけ

五木村事務事業編は、「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」や「五木村まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに連なる計画と位置づけ、各計画と連携しながら取組みを推進します。

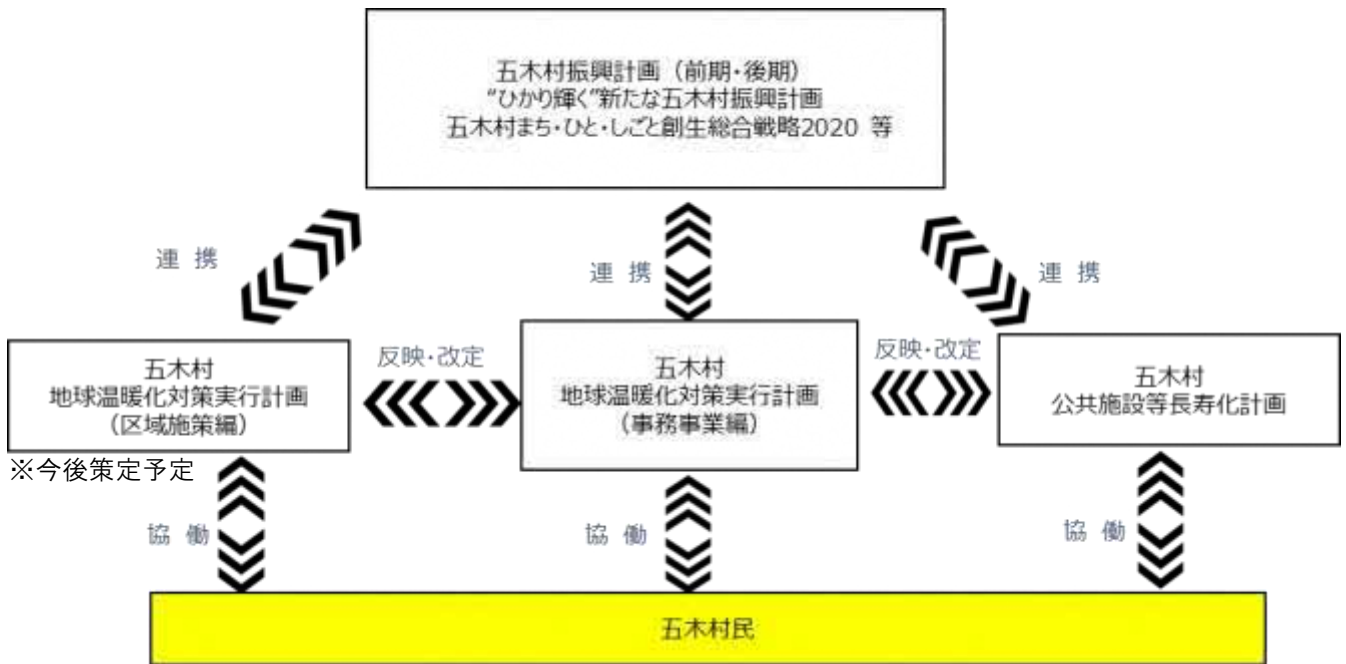


図-1 五木村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

五木村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」について、基準年度となる2013年度の明細情報が不明であるため、直近で排出量調査を実施した2018年度と同等程度の使用量と仮定しました。その使用量に2013年度のCO₂排出係数を充てることで排出量を計算した結果、2013年度の総排出量はおおよそ263 t-CO₂と推計されます。

(2) エネルギー種別温室効果ガス排出量

エネルギー種別排出量は表-1のとおりであり、排出割合については電気が約70%を占め、次いでガソリン18%、軽油6%、LPG6%、灯油1%未満となっています。

表-1 エネルギー種別CO₂排出量

種別	使用量	CO ₂ 排出係数 (2013年度)	CO ₂ 排出量 (2013年度)
電気	300.3 (千kWh)	0.613	184.1 t-CO ₂
ガソリン	2,584 (kl)	0.0183	47.3 t-CO ₂
軽油	845 (kl)	0.0187	15.8 t-CO ₂
LPG	950 (t)	0.0161	15.3 t-CO ₂
灯油	38 (kl)	0.0185	0.7 t-CO ₂
合計			263.2 t-CO ₂

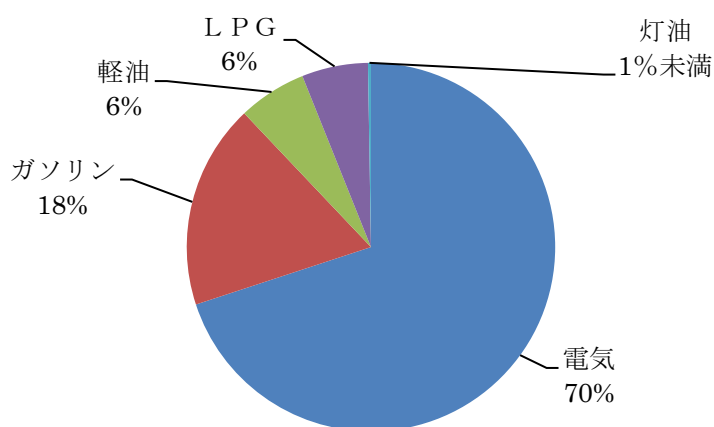


図-2 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

(3) 施設別温室効果ガス排出量

施設別排出量は表 - 2 のとおりであり、排出割合については小中学校が全体の54%を占め、次いで社会教育・体育施設が25%、役場庁舎等17%、公園等3%、その他施設1%となっています。

表 - 2 施設別 CO₂排出量

施設	CO ₂ 排出量 (2013年度)
小中学校	141.7 t-CO ₂
社会教育・体育施設	66.3 t-CO ₂
役場庁舎等 (公用車含)	44.7 t-CO ₂
公園等	7.5 t-CO ₂
その他施設	3.0 t-CO ₂
合計	263.2 t-CO ₂

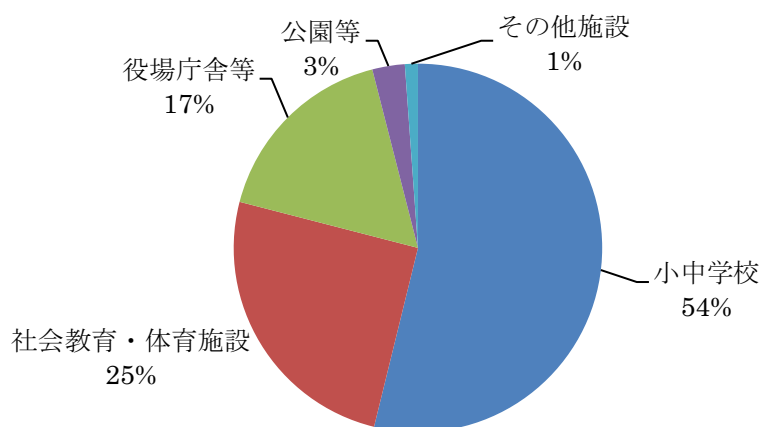


図-3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

4. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標について、令和8年度（2026年度）の削減目標を△30%（基準年度平成25年度（2013年度）比）とします。

なお、今回の削減目標は、令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）の5ヵ年を計画期間として設定するものであり、最終目標の令和12年度（2030年度）の中間目標としての位置づけとします。

また、最終目標の令和12年度（2030年度）の削減目標は、国の目標（2030年度までに2013年度比△50%）を上回る基準年度比△51%とします。

表-3 温室効果ガス削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2026年度)	最終目標 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	263 t-CO ₂	184 t-CO ₂	128 t-CO ₂
削減率	—	30%	51%

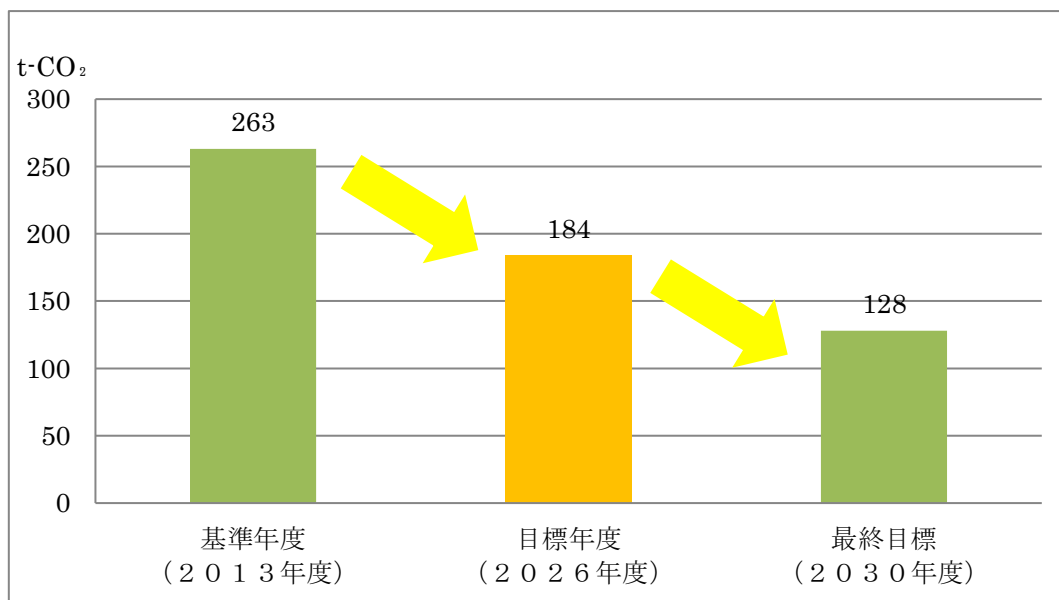


図-4 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

計画では、職員一人一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取り組みを励行することとします。

(2) 具体的な取組内容

表-4 温室効果ガス削減のための取り組み

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> 適切な温度に設定する（夏季室温28℃、冬季室温20℃を目安） 使用されていない部屋の空調を切る
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> 給湯供給期間の短縮を行う
照明	<ul style="list-style-type: none"> 不要な照明を消灯し、昼休みの時間に一齐消灯を行う 村有施設へLED照明を積極的に導入し、2030年度までに導入割合100%とすることを旨す
事務機器	<ul style="list-style-type: none"> 事務機器等の電気製品はこまめに電源を切り、退庁時に機器の電源が切られているか確認する
公用車	<ul style="list-style-type: none"> 急発進・急加速の抑制や法定速度の遵守などにより、エコドライブを行う 出張の際は積極的に相乗りを行う アイドリングストップを推進し、排気ガスの排出抑制を行う 公用車の更新の際は、EV車等の積極的な導入を図る
物品廃棄	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルを推進し、ごみの減量化を行う 紙類等の分別を徹底し、極力再資源化を行う
施設・設備等	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の更新の際にはエネルギー効率の高いものを導入する
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 村有施設へ太陽光発電設備・蓄電池を積極的に導入する 特に太陽光発電設備については、2030年度までに村有施設への導入割合50%以上とすることを旨す 2030年度までに村有施設に調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを旨す
その他	<ul style="list-style-type: none"> 職員への意識啓発や、職員に対する研修会などを行い、職員一人一人の意識改善を図る

6. 推進体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

五木村事務事業編を推進するために、五木村地球温暖化対策推進本部（各課長により構成）を設置し、取組を推進します（事務局：ダム対策課）。

また、詳細については「五木村地球温暖化対策推進本部要綱」で定めることとします。

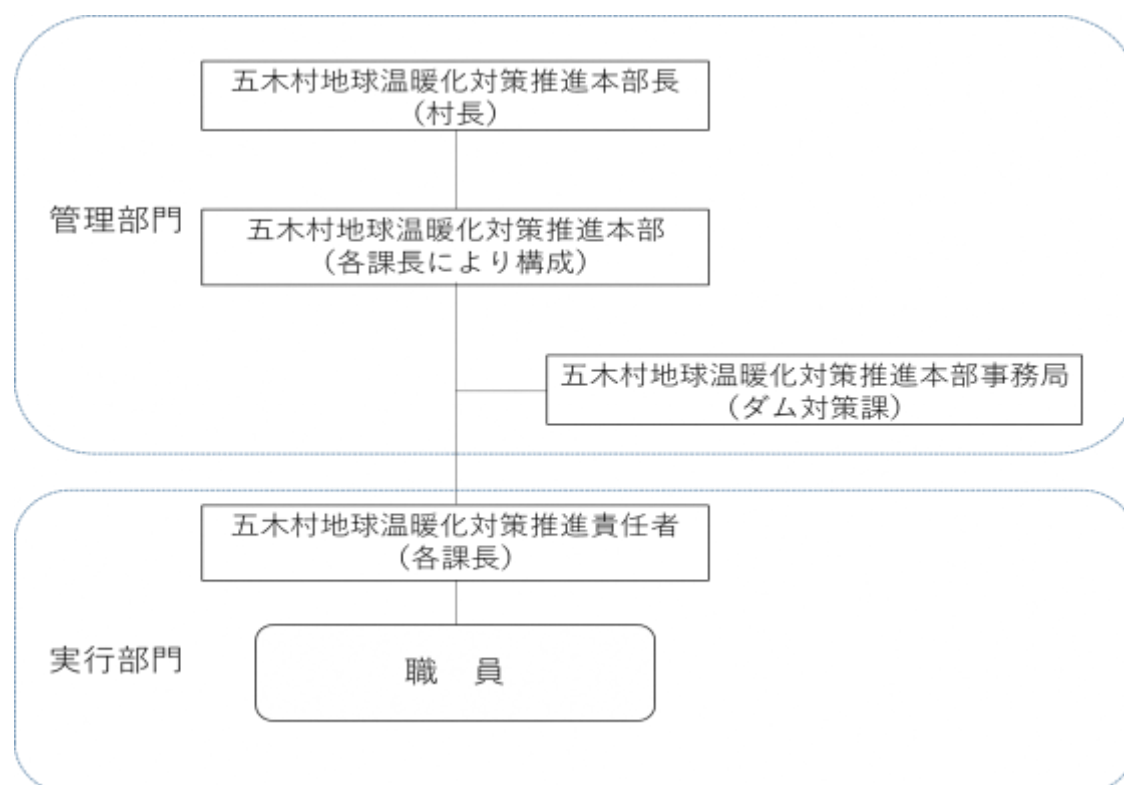


図-5 推進体制図

(2) 点検・評価

事務局は関係各所からの取組実態の報告を受け、とりまとめた結果を五木村地球温暖化対策推進本部に報告することで、取組内容の点検・評価を行います。

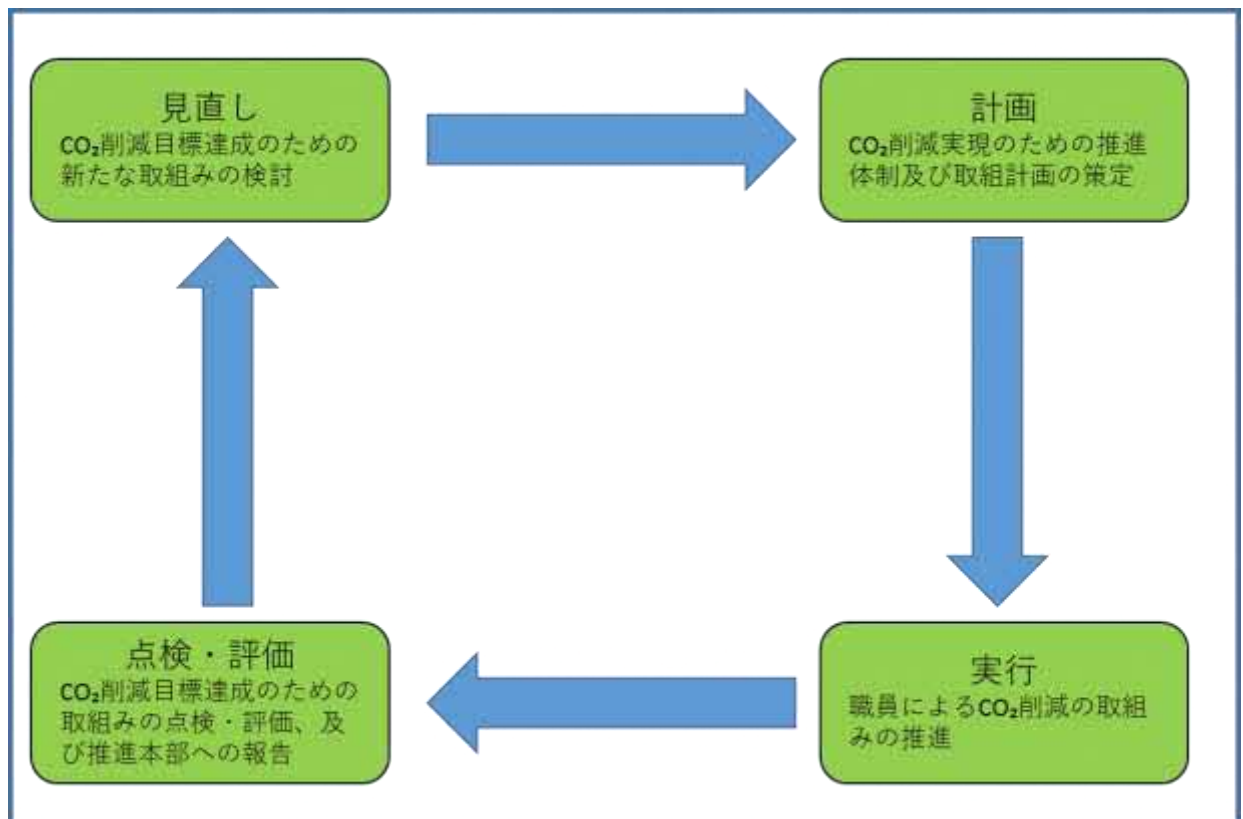


図-6 進行管理図

(3) 進捗状況の公表

五木村事務事業編の進捗状況は、五木村のホームページ等で公表します。

(4) 計画の見直し

事務局は必要に応じて五木村事務事業編の計画見直しを随時行うとともに、次期計画についても、現在の計画の終了年度（令和8年度（2026年度））中に策定します。